

議案第34号

松阪市営住宅条例の一部改正について

松阪市営住宅条例（平成17年松阪市条例第213号）の一部を次のように改正する。

平成30年2月14日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市営住宅条例の一部を改正する条例

松阪市営住宅条例（平成17年松阪市条例第213号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第13条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第14条第1項中「次条第3項」の次に「又は第4項」を加え、「第4項」を「第5項」に改め、同項ただし書中「場合」の次に「（次条第4項の規定による収入の認定があった場合を除く。）」を、「よる」の次に「報告の」を加える。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の法第16条第4項に規定する国土交通省令で定める者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、同条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の法第16条第4項に規定する国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入を当該入居者の収入の額として認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

第20条第1項第1号中「第9条」を「第10条」に改める。

第28条第1項及び第2項中「第15条第3項」の次に「又は第4項」を加える。

第34条第1項中「決定」の次に「、第15条第4項の規定による収入の額の認定」を加える。

第37条及び第38条中「第11条」を「第12条」に改める。

第51条第2項中「同条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

別表第1 波瀬住宅の項を削る。

別表第2 波瀬住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。